

2022年6月8日

企業会計基準委員会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウンティング・サポート部

実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に対するコメント

貴委員会から2022年3月15日付で公表されました実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）について、私どもの意見を下記のとおり提出いたします。

記

貴委員会が、本公開草案の範囲とした電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示について、基本的に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）等の定めに従うという方向性を支持する。
なお、本公開草案に付された質問項目に対する意見について、以下に記載する。

質問1（範囲に関する質問）

本公開草案の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問2（電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する質問）

本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問3（電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する質問）

本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的に金融商品会計基準等の定めに従うが、従来の有価証券の売買契約とは異なり、約定日および受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられることから、発生および消滅の認識については異なる定めを置くという本公開草案の提案に同意する。ただし、次の事項をご検討いただきたい。

金融商品会計基準等の定めに従うと消滅の認識がなされない可能性がある取引

本公開草案第8項ただし書きの記載により、金融商品会計基準等の定めに従うと消滅の認識がなされない可能性がある取引まで消滅の認識がなされるものと解釈される懸念がある。このような懸念を生じさせないようにするため、金融商品会計基準等における定めに対して本公開草案において異なる定めを置いている部分が明確となるように、定め方についてご検討いただきたい。例えば、電子記録移転有価証券表示権利等に特有の「約定日」を「売買契約を締結した時点」、「受渡日」を「電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点」、「通常の期間」を「短期間」と読み替えて、それ以外の電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理については、電子記録移転有価証券表示権利等が表示する権利の内容（投資事業有限責任組合契約に基づく権利など）に応じて金融商品会計基準等に従って会計処理を行うというような定めにすることが考えられる。

質問4（開示に関する質問）

本公開草案の表示及び注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問5（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問6（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

なし。

以 上